

農林水産省からの業務改善命令について

平成21年8月18日に本会は農林水産省より、自ら設定している取引先に対する与信限度額（売掛債権の限度）を上回る取引を行っていたこと等から、水産業協同組合法第124条第1項に基づき、下記の業務改善命令を受けました。

1. 命令の内容について

（1）再発防止策の策定

- ① 子会社を含めて適切に与信限度額を設定し、これを適切に管理するシステムを整備すること。
- ② 不適切な循環取引を防止する仕組みをつくること。
- ③ 理事会・監事の機能が適切に発揮されるようなシステムを整備すること。
- ④ 役職員のコンプライアンスに対する意識改革を徹底すること。

（2）子会社管理態勢の強化

全国水産加工業協同組合連合会（以下「全水加工連」という。）及び全水加工連販売株式会社の役職員の兼職の見直し、同一取引先に対する与信限度枠の一元的管理の実施など子会社の管理態勢を強化すること。

（3）責任の所在の明確化等

株式会社博多まるきた（以下「博多まるきた」という。）への与信等（子会社を含む。）について、責任の所在を明確化するとともに、責任の追及を的確に行うこと。

（4）財務状況の把握

博多まるきた以外の取引先を含めて取引の状況を総点検した上で、全水加工連の財務状況を正確に把握し、それを踏まえて必要な措置を講ずること。

（5）定期的な進捗報告

上記（1）から（4）までの改善措置について、その進捗状況を平成21年9月17日までに報告すること。

その後の進捗状況については、別途水産庁長官より指示があるまで、四半期に1回継続的に報告すること。

2. 本会の対応について

関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けいたしましたこと深くお詫び申し上げます。

監督官庁の農林水産省より上記命令を受けたことを真摯に受け止め、既に、外部調査委員会に調査を委嘱するなど命令内容の対応に着手しております。

改善措置の進捗状況は、指定された期日までに農林水産省に定期的に報告いたします。

平成21年8月21日
全国水産加工業協同組合連合会